

令和4年(2022年)4月8日

保護者 様

札幌市教育委員会
札幌市立屯田中央中学校
校長 吉本 晋

札幌市立学校における臨時休業措置及び出席停止の基準について

学校における感染症拡大の対策として実施する「臨時休業措置（学級閉鎖等）」及び「出席停止」について、現在流行している「オミクロン株」の特徴を踏まえ、文部科学省及び北海道が示す基準を基本として、下記に示す基準で対応することといたします。つきましては、趣旨を御理解の上、御協力くださいますようお願いいたします。

記

1 臨時休業措置（学級閉鎖等）の基準について

以下のいずれかに該当する場合に、最大5日間の学級閉鎖を実施します。

- (1)同一の学級において、複数の児童生徒等の感染が判明した場合
- (2)感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
- (3)その他、感染が広がっている可能性があるとして、教育委員会が必要と判断した場合

※学年や全校の閉鎖を実施しなければ、感染拡大を防ぐことができないと判断する場合は、学年閉鎖・休校を実施することがあります。

※学級内で1人目の感染が判明した段階で、当該の学級の家庭に周知いたします。周知について御了承いただくとともに、子どもたちの健康観察に御協力いただきますようお願いいたします。

※部活動に所属する生徒等の感染が判明した場合についても同様の対応とし、当該の部活動に在籍する生徒の家庭に周知いたします。

別紙一覽のとおりとします。

現在、札幌市における患者の症状では、のどの違和感や軽い鼻水など、非常に軽微な症状が多いことがわかっています。以下の点について引き続き徹底し、COVID-19感染症の感染拡大防止に御協力いただくようお願いいたします。

- (1) 毎朝の検温と健康観察を必ず行ってください。
- (2) 子ども本人又は同居している方に、一般的な風邪で見られる症状（のどの痛み、鼻汁、頭痛、発熱、倦怠感、寒気など）が一つでもある場合は、症状が軽い場合でも出席停止となりますので、登校させないようにしてください。なお、登校後にお子さんに風邪で見られる症状が現れた場合は、帰宅させることとなります。併せて、兄弟姉妹も帰宅する必要がある場合は、兄弟姉妹の通う学校へ本校から連絡することもありますので、御了承いただきますようお願いいたします。

連絡先： 札幌市立屯田中央中学校 011-771-5981
札幌市教育委員会保健給食課保健係 011-211-3841

札幌市立園・学校の子どもの新型コロナウイルス感染症にかかる出席停止の基準

★保健所から指示がある場合はそれに従う

★子ども本人が陽性となった場合、同居家族が陽性となり子どもが濃厚接触者になる場合は、保健所から指示がある

①	子ども本人に感染が確認された場合	療養期間が終了するまでの間
②	子ども本人が、 濃厚接触者となった場合 ※同居家族が陽性の場合はここに含まれます	健康観察期間もしくは外出自粛（待期）期間が終了するまでの間 ※陽性者と最終接触した翌日を1日目として、4日目と5日目に 抗原定性検査キットを用いた検査で陰性が確認できた場合、 5日目から登校可能。
③	②に当てはまらない場合で、子ども本人が PCR又は抗原検査を受けることになった場合 ※子ども本人が濃厚接触者または感染の可能性がある方となっている場合は、②に従う	受検者の検査結果（陰性）が判明するまでの間
④	子ども本人又は子どもと同居している者に 発熱等の風邪の症状がみられる場合 ※新型コロナウイルス感染症以外の診断を受けた場合や、医師から新型コロナウイルス感染症ではないと告げられたときは、 出席停止としない	症状がみられる者の症状が消失するまでの間
⑤	子ども本人が海外から帰国・再入国した場合	帰国・再入国した者が検疫所から自宅待機を求められた期間
⑥	医療的ケアが日常的に必要な場合 基礎疾患等がある場合	主治医や学校医に相談の上、登校を判断する

※学校から学級閉鎖・出席停止と指示された子どもの兄弟姉妹は、①～⑥の出席停止項目に当てはまらない場合、登校可能。

（学校から学級閉鎖・出席停止と指定された子どもは、②には該当しません。）

※同居していない場合でも、毎日親戚の家に寄るなど、共にする時間が日常的にある場合は「同居」として扱う。

※新型コロナウイルスワクチンを子どもが授業を休んで接種する場合、あるいは、子どもや同居の者がワクチン接種後に副反応と思われる症状が出ている場合は、出席停止などの取扱いができるため、学校に相談すること。